

第2号様式

随意契約の内容の公表

担当部課	教育委員会事務局 学校給食センター	
契約締結年月日	令和7年9月19日	
業務名	令和7年度10月分学校給食用物資購入業務	
業務の概要	学校給食の提供に必要な物資の購入	
契約金額(税込)	別紙のとおり <small>※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。</small>	
契約の相手方	別紙のとおり	
根拠規定	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> <small>(該当する□欄に印をつけること)</small>	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	
学校給食用物資の選定は、「安全安心でおいしい給食」を提供することを第一と考えるため、価格のみならず、地産地消の推進、大量調理への対応、児童生徒の嗜好、季節の変動等を考慮しつつ、品質を確保しなければいけない。 納入業者については、経営状況や衛生管理、学校給食に対する理解や実績に基づき、安定的に納入できる必要がある。 そのため、見積金額による競争入札ではなく、物資選定会により、要件を満たした各納入業者を契約の相手方として選定した。		

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局 学校給食センターです。

## 令和7年度10月分学校給食用物資購入業務一覧

No.	契約の相手方	契約予定金額(税込み)
1	公益財団法人 愛知県学校給食会	3,380,964円
2	株式会社イト商	2,270,050円
3	株式会社SN食品研究所中部支店	918,893円
4	株式会社クニトモ	1,239,066円
5	株式会社ジーケーエス	817,720円
6	高瀬物産株式会社名古屋支店	947,415円
7	有限会社林食品商会	1,014,841円
8	株式会社ローカスカレー本舗	2,599,414円
9	株式会社名給	2,179,940円
10	株式会社翔	2,586,292円
11	合同会社スズキ商店	1,649,543円
12	株式会社丸小青果	238,410円
13	合資会社関屋精肉店	2,934,360円
14	肉のとり安	2,087,339円
15	株式会社丸小本店	453,876円
16	愛知ヨーク株式会社	419,554円
17	株式会社上野商店	70,545円